

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第117号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項児童相談所の款相談課の項第9号を削り、同款支援課の項第9号中「里親」の右に「及び里親会」を加え、「相談課及び」を削り、同条第2項第3号中「第9号」を「第8号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)